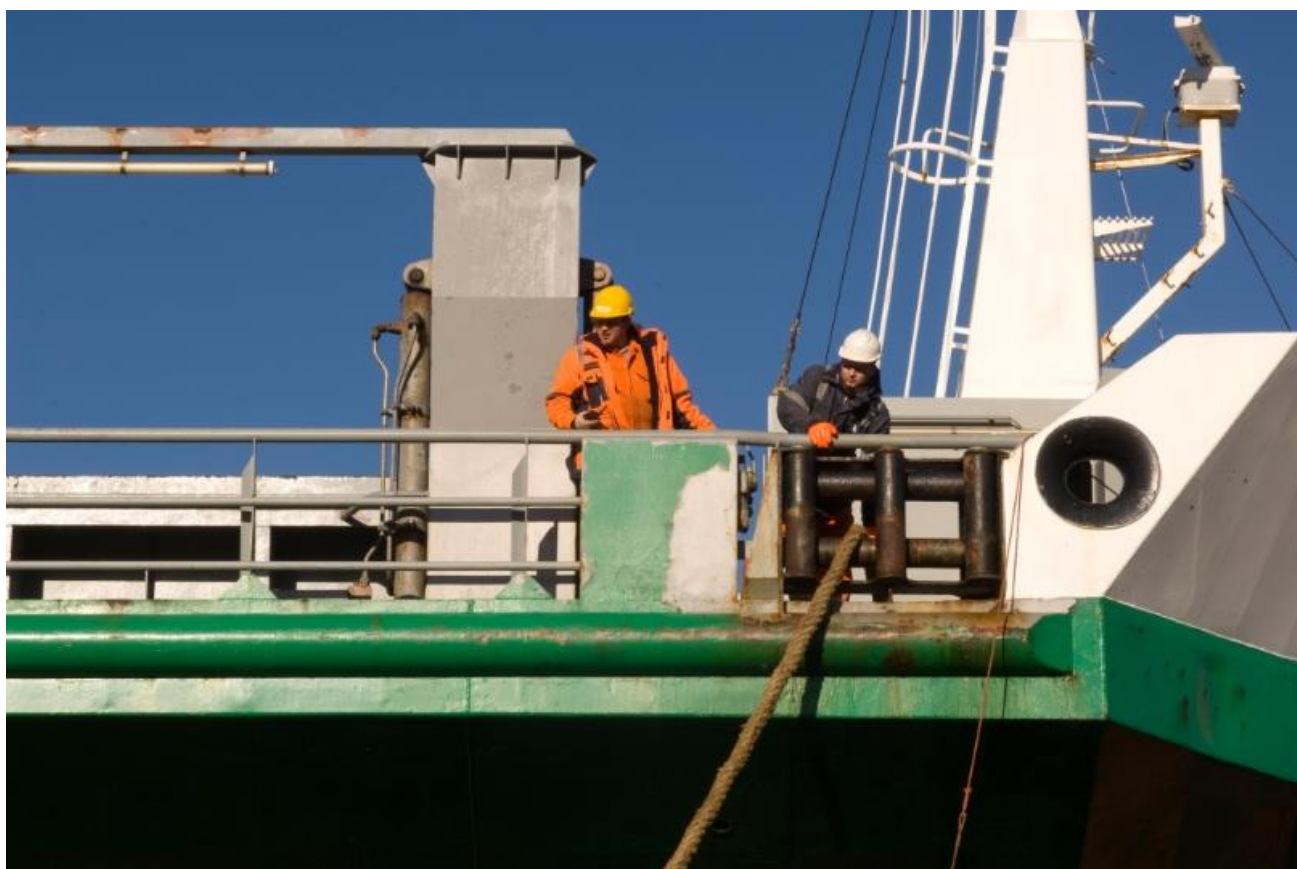


Gard Insight

米国では雇用者の「無謀な行為 (reckless)」が認定された場合、船員による懲罰的損害賠償請求が認められる方向に



こちらは、英文記事「[Punitive damages recoverable in the US by seamen in cases involving employer's recklessness](#)」(2017年4月20日付)の和訳です。

ワシントン州最高裁判所は先頃、不堪航に対する船員による懲罰的損害賠償請求について、被告である雇用者の「無謀な行為」が認定された場合、認められるとの判決を下しました

2017年3月、[Tabingo v. American Triumph LLV](#) 事件において、ワシントン州最高裁判所は、不堪航に対する船員による懲罰的損害賠償請求について、被告である雇用者の行為が「無謀であった」場合は請求は認められるとの判決を下しました。原告(船員タビンゴ氏)は、トロール漁船で甲板員として働いていた際に、油圧式ハッチカバーで手の指数本を部分的に切断するという事故に遭いました。原告の主張によると、この事故は制御ハンドルの故障が原因であり、トロール漁船の関係者は2年前からハンドルに欠陥があることを知っていながら修理しなかったということです。

判決

ワシントン州最高裁判所は、その判決に至る過程で、海事債権を審理する主な連邦裁判所の1つである[第5巡回区控訴裁判所](#)の先例に従うことを拒否し、さらに連邦最高裁判所の[Miles v. Apex Marine Corp.](#) 事件(1990年)(それは懲罰的損害賠償請求は不法死亡事例に限定したものであると判示した判例ですが)とは区別されるべきと判断しました。ワシントン州最高裁判所の論拠は次のとおりです。

1. 不堪航などの一般的海事債権を原因とする船員の傷病補償の支払い不履行には懲罰的損害賠償が適用可能である。
2. 連邦議会は、船員による懲罰的損害賠償請求を禁じていなかった。
3. かかる状況において船員による懲罰的損害賠償請求を認めることが、船員というものが特別な保護に値する特別な種類の労働者であるという従来の考え方を支持することになる。

懲罰的損害賠償は、極めて悪質な行為に関して被告を罰することを目的としたものです。懲罰的損害賠償は被告に罰を与えることが目的であるため、裁判所が認定する損害賠償額は、補償の観点よりも、雇員に対する罰則の観点の色濃く反映され、その結果、懲罰的損害賠償額が補償的損害賠償額を大きく上回ることがあり得ます。

この判決に先立ち、連邦最高裁判所は、船員の雇用者が船員の傷病補償の支払義務を故意に（恣意的に）無視したと認定された訴訟で懲罰的損害賠償を認めました（[Atlantic Sounding Co. v. Townsend 事件、2009年](#)）。「無謀な行為」と「故意の行為」は大きく異なります。「無謀な行為」は、行為の結果に対する思慮が足らずに事態を引き起こすことであり、「故意の行為」は計画的、意図的に事態を引き起こすことです。つまり、Tabingo 事件の判決では、従来よりも悪質性が相当に低い行為についても罰を認めたこととなります。

米国における船員の負傷事件への影響

Tabingo 事件の判決は、ワシントン州の州裁判所以外では先例としての拘束性を持ちません。しかし、損害賠償事件の原告は、今後、全米の連邦裁判所や州裁判所において、説得力のある先例としてこの事件に言及することになるでしょう。特に[第9巡回区](#)の各裁判所では、このことが言及される可能性が高いでしょう。一方で、他の裁判管轄には、これと対立する法律があります。例えば、連邦[第5巡回区](#)では、ジョーンズ・アクト（Jones Act）あるいは一般海法（general maritime law）に照らして懲罰的損害賠償請求は認められないとの判決が下されています（[McBride v. Estis Well Service LLC 事件、2014年](#)）。

Tabingo 事件の影響は、連邦最高裁判所がこの問題について判断を下すまではっきりとは分かりません。ただ、船員が懲罰的損害賠償請求の根拠として船舶関係者による「無謀な行為」に相当する行為があったと主張した場合には、管轄によっては和解交渉が困難になることが容易に予想されます。「無謀な行為」と「過失行為」の区別は難しく、判定が不可能な場合すらあります。[船員の負傷が当クラブのメンバーの「故意の不正法行為」によって生じたものである場合、P&I 保険の賠償責任てん補範囲から除外されます](#)。つまり、場合によっては懲罰的損害賠償がカバーされず、ケースバイケースで判断がなされることとなります。メンバーの作為・不作為が「通常の過失」と判断された場合は、当然、てん補対象となります。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されています。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。